

資料提供

令和7年3月14日

課名 障害者支援課

担当者 岡峯

内線 3160

直通電話 082-513-3162

療育手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案について

デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、療育手帳の業務システムに登録されているマイナンバー・手帳情報（住所、氏名等）と住民基本台帳の内容が一致しているかの点検を実施したところ、7件の紐付け誤りが判明しました。

なお、誤って紐付けられた人のマイナポータルに別人の療育手帳情報（手帳番号、交付年月日、返還年月日、再交付年月日、障害程度、次回判定年月、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分）が表示される状態となっていました。これまでに情報の流出は確認されていません。また、対象情報が外部へ流出しないように速やかに対応し、誤りは修正済みです。

このような事案が発生したことを重く受け止め、個人情報の適正管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 点検結果

点検対象件数	紐付け誤り件数
16,485件	7件

2 原因

- 県において、令和4年度に療育手帳の業務システムにマイナンバーを一斉に登録する際に、複数人で確認を行わず、カナ氏名・生年月日・性別が同一の別の方のマイナンバーを登録していた。

※令和4年度以降、新規申請により新たに登録したマイナンバーについての紐付け誤りはありませんでした。

3 対応

- 他者に紐付けられることとなった手帳所持者の方に対し、県から謝罪と説明を実施
- 紐付け誤りが判明した時点で、速やかに本人のものでない情報をマイナポータルで閲覧できないようにした上で、データの修正を実施
《マイナポータルで閲覧できる療育手帳情報》
手帳番号、交付年月日、返還年月日、再交付年月日、障害程度、次回判定年月、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分
- 紐付け誤りのあった対象情報（手帳番号等）の行政機関による情報閲覧・誤った情報の利用やマイナポータルの閲覧履歴（直近2か月は履歴を参照可能）がないことを確認

4 再発防止策

- マイナンバーを取得する際、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、マイナンバーカード等によるマイナンバーの本人確認を徹底し、様式に新たにチェック項目（確認年月日、確認方法）を設ける。
- 業務システム入力情報の確認の徹底を図るため、マイナンバーの取扱いについて定めたマニュアルを改正し、住基ネットによるマイナンバーの確認作業を追加する。
- 業務システムへマイナンバーを入力する際に、複数人でチェックを実施したことを記録表に記載することを徹底する。